

日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書

2017年（平成29年）2月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、政府に対し、日本における国際的な紛争解決手段としての国際仲裁の重要性、特に国際的なビジネス紛争の解決手段として国際仲裁が主流となる傾向にあることに鑑み、日本がこれらの手段における国際紛争解決地としてより多く選定され、我が国の法曹が国際仲裁に関与する実務家としてより広く活躍できるよう、国際仲裁の実施に適した物的施設の整備、仲裁法制の整備、仲裁機関の拡充、仲裁に携わる法律実務家の確保、養成など物的・人的インフラ整備のための取組、及び民間によるこれらの取組の支援など、日本における国際仲裁機能を強化するための施策及び体制整備を、省庁横断的に、かつ、速やかに講じるよう求める。

第2 意見の理由及び背景

1 国際仲裁の重要性とその背景について

経済がグローバル化し、国籍の異なる企業間の紛争が増える中、紛争当事者の合意に基づいて選任された仲裁人の仲裁判断により紛争を解決する国際仲裁が、国際紛争の解決手段の主流になりつつある。

国際仲裁は、裁判と異なり、実施国を問わずほぼ同じ手続で紛争を解決することができ、条約に基づき約150か国において仲裁判断を執行することができるなど一国の裁判制度に縛られない紛争解決手段である。今後、企業間の紛争解決制度として活用される傾向が一層加速すると予想され、さらに、企業間のみならず、企業と国家、国家間の国際的な紛争の中立的な解決手段としても大いに利用されるなど、国際的な司法インフラに不可欠な制度となっている。また、国際仲裁の増加に平仄を合わせる形で、司法的な判断に代え、話し合いにより紛争を解決する国際調停のニーズも増えていると言える。

かかる国際仲裁を巡る実情に鑑みれば、日本における国際仲裁機能を充実させることは、日本企業が司法制度の未成熟な、あるいは信頼性の低い他国に進出する際、当該国での裁判所に代えて権利を実現するための重要な司法インフラとなり得る。また、日本の国際仲裁がより使いやすい制度になれば、日本への投資を検討する外国投資家の投資を促進する効果や、我が国の進める知財戦略を含む経済の成長戦略に資することも期待し得ると言える。

2 諸外国の仲裁振興、同招致活動等の実情

1で述べた国際仲裁の重要性及びニーズの高まりを受け、世界各国で、自国に国際仲裁を招致することを基とした、いわゆる「仲裁振興」策を導入する動きが見られる。とりわけ海外からの投資が増加するアジア諸国において、官民一体となって、国際仲裁に関わるハード面のインフラ（仲裁の審問設備等）とソフト面のインフラ（仲裁に関わる法制度の整備及び裁判所による仲裁の支援、地元仲裁機関の支援、人材育成等）の整備に力を入れる傾向が見られる。

こうした諸外国における仲裁振興の背景には、1で述べたように、自国における国際仲裁の強化には、外国の対内投資を促すとともに、他国での紛争解決に二の足を踏む中小企業の海外進出を後押しするなど、経済成長を国是とする多くのアジア諸国にとって、政府自らが財政支援、人材育成等を行い、その振興に積極的に関与する動機となる効果が認められるとされる。

また、企業や仲裁実務家が仲裁をより積極的・戦略的に活用する能力を強化することにより、当該国の企業、司法、法曹の国際競争力を高めるとともに、国際仲裁に関わる法制度や実務を整備し、裁判所における仲裁関連事件（仲裁権限審査、証拠調べ援助、判断取消など）の処理能力を高めることを通じて、国際仲裁実務の世界標準化に影響を及ぼすといった国家戦略があると言える。その結果、自国の国際仲裁実務が世界標準まで高められれば、当該国の企業や法曹が世界各国の仲裁を活用することが容易となり、その活動を一層拡充することが可能となる。のみならず、国際仲裁について高い能力を備えた国の仲裁実務家（仲裁人・代理人など）は、国家間仲裁、企業・投資家間の仲裁においても仲裁人、代理人を務めることを通じて、国際的な紛争解決のルールや法実務の形成に重要な役割を演じることが期待でき、そのことに照らしても、国際仲裁に関わる能力の向上は、各国にとって重要な課題となっている。

さらに、自国の国際仲裁を強化することは、当該国に対し大きな経済効果をもたらすことが期待される。例えば、世界各国から国際仲裁のヒアリング、あるいは仲裁関連の国際会議の参加者が集まり、そのことにより、当該国や都市に大きな経済効果がもたらされるとも言われている。

このような仲裁振興を背景に、アジアの各国では、国内外のユーザーを取り込んで、現に国際仲裁の新規受理件数を順調に伸ばしており、例えば2015年の同データとして、香港国際仲裁センター（HKIAC, Hong Kong International Arbitration Centre）で214件（国内仲裁案件を含めると合計271件）、シンガポール国際仲裁センター（SIAC, Singapore International

Arbitration Centre) で約 228 件 (国内及び国際仲裁案件の合計 271 件の 84%にあたる数値), 大韓商事仲裁院 (K C A B, Korean Commercial Arbitration Board) で 74 件 (国内仲裁案件を含めると合計 413 件), クアラルンプール地域仲裁センター (K L R C A, The Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration) で 18 件 (国内仲裁案件を含めると合計 113 件) と報告されている。

3 日本における国際仲裁を巡る実状と強化の必要

一方, 我が国の国際仲裁の実情に目を向けると, 仲裁機関 J C A A (一般社団法人日本商事仲裁協会) の新規受理件数は, ここ 5 年, 年間 20 件前後にとどまっている。こうした数字からも明らかのように, アジア各国が政府をあげて仲裁振興に力を入れる中, 我が国の「仲裁力」は相対的に地盤沈下が進んでいると言わざるを得ない。また, 我が国における仲裁人及び仲裁代理人の育成も関係機関の努力により着実に行われているが, 更に強化する余地がある。このような背景から, 日本企業を当事者とする国際紛争の仲裁が他国を仲裁地として行われるなど, いわば仲裁案件の国外流出が後を絶たない。

しかしながら, 1, 2 で述べたことを踏まえるなら, こうした実情を克服することは, 日本企業, 司法, 法曹がその国際的活動を伸びやかに拡充する上でも, 日本が国際的な紛争解決ルールづくりに関与する上でも, また, 日本への投資を一層促進するという観点からも, 喫緊の課題であると言える。

したがって, 我が国の国際仲裁の機能を高め, 国際仲裁を招致することは, 日本企業, 司法, 法曹のみならず, 我が国そのものの国際競争力強化にとって重要な施策であり, 具体的には, ハード・ソフト両面で, 我が国の仲裁インフラを充実させ, 国際水準にまで高め, 日本のユーザーのみならず海外のユーザーにも利用しやすい制度とすることが急務である。

このうち, ハード面では, シンガポールの Maxwell Chambers に代表される仲裁のヒアリング施設のように, 日本に拠点のない海外のユーザーの利用に耐え得る物的設備の整備等が必要となる。

一方, ソフト面では, 1985年のUNCITRAL (国際連合国際商取引法委員会, United Nations Commission on International Trade Law) モデル法以降の発展 (特に, 我が国の仲裁法はUNCITRALモデル法に準拠して立法されているところ, 同モデル法の2006年版の改正を取り入れるかどうかの検討がなされていない。) を取り入れた仲裁法の整備, 日本の裁判所による仲裁支援の強化, 日本の仲裁機関の強化, 海外国際仲裁機関の日本への招致,

海外の仲裁実務家の入国審査の緩和，日本の企業や法曹に対する教育・啓発活動等が重要な柱となる。とりわけ，国際人材（留学経験者等）の活用や海外機関への派遣等を通じ，日本の仲裁実務家を早急に養成・確保すべきである。

このような施策は，官民総力をあげて行う必要がある，我が国においては経済振興，国際紛争解決等に関係する省庁が複数にわたることを考えるなら，民間の協力を受けながら，迅速な対応を進めるため，政府主導で強力に押し進める新たな体制を整備することが望ましい。

4 まとめ

以上より，意見の趣旨のとおり，当連合会は，政府に対し日本における国際仲裁機能を強化するための施策及び体制整備を，省庁横断的にかつ速やかに講じるよう求める。

以上

国際仲裁セミナー

「国際取引紛争の解決と仲裁の利用
～国際仲裁を身近なものに～」

■主催 日本弁護士連合会 【日本弁護士連合会 資料5】
■共催 愛知県弁護士会
■後援 愛知県、経済産業省中部経済産業局、名古屋商工会議所、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）名古屋貿易情報センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人国際協力機構中部国際センター（JICA中部）、公益財団法人あいち産業振興機構、公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）

日時：2017年1月27日（金）13:00～16:00

場所：東建ホール・丸の内

（名古屋市中区丸の内二丁目1番33号 東建本社丸の内ビル3F・4F）

■参加費 無料

■主な参加対象 弁護士、企業関係者、関連機関、司法修習生、法科大学院生、大学関係者 等

■申込み FAXにて事前にお申し込み下さい。

経済のグローバル化にともない、中小企業が海外企業と契約を結ぶことが増えています。相手方から示された契約に「紛争解決は〇〇国の仲裁で解決する」という条項が入っていることも少なくありません。企業から相談を受ける弁護士としては、国際仲裁がどのような手続なのか、裁判による解決と仲裁による解決の違いは何かを知っておかないと、適切な対応はできません。そこで、当連合会では愛知県弁護士会とともに、国際取引に係る紛争解決手段としての国際仲裁をテーマとしてセミナーを共催し、国際仲裁制度の内容・海外での活用実績・日本企業が活用する際の留意点等について情報提供させていただくことといたしました。東京以外で開催されることは少ない貴重なセミナーとなっておりますので、奮ってご参加ください。

<プログラム>（予定）

【第一部】国際仲裁に関する講演等

講師：古田 啓昌（日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センター国際商事・投資仲裁ADR部会副会長）

【第二部】国際仲裁に関するケーススタディとパネルディスカッション

モデレーター：早川 吉尚（日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センター委員・立教大学法学部教授）

パネリスト：大貫 雅晴（元一般社団法人日本商事仲裁協会理事、（公社）日本仲裁人協会理事、同関西副支部長）

島岡 聖也（元株式会社東芝法務部長、元同社取締役監査委員、国際取引法学会理事）

小林 洋哉（元株式会社ジェイテクト法務部長、名古屋外国語大学教授）

古田 啓昌（日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センター国際商事・投資仲裁ADR部会副会長）

小川 晶露（愛知県弁護士会国際委員会委員長、日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センター委員）

～【送付先】FAX03-3580-9840 日弁連国際課行～

お名前（ふりがな）：	登録番号（弁護士のみ）：
御所属：①企業 ②弁護士 ③関連機関 ④その他 （貴社名、事務所名等、ご所属を御記載ください。）	メールアドレス：
	電話番号：
	御住所：

御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理致します。この個人情報に基づき、日本弁護士連合会もしくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。また、本票記載の個人情報を日本弁護士連合会から愛知県弁護士会に提供します。

以上について同意をいただいた上でお申し込みください。

【お問合わせ】日本弁護士連合会国際課：03-3580-9741（直）

ご挨拶

共に「レガシイ」を築こう

組織委員長 山岸 憲司



「司法の国際化を押し進める」 「法曹のグローバル化への 対応力を強化する」

これらの重要性は広く共通認識となっています。今秋開催される「LAWASIA 東京大会 2017」は、単にこの大会を成功させるだけでなく、ここを起爆剤として、域内各国の司法制度の整備、国際人権問題や渉外案件への取り組みの強化などに大きな成果を上げていくためのジャンプ台としての役割を果たし、後世に「レガシイ」を残すものでなければなりません。

とりわけ、主催国である我が国の法曹が、世界外の法曹とのネットワークを飛躍的に拡大し、国内外におけるリーガルサービスの質と量を増大させ、また、グローバルに活躍する人材を輩出していく思い切った取り組みを展開する契機とすることが期待されます。

新時代への胎動はこの大会の準備活動の中から始まっています。

組織委員会の準備活動への参加、そして、9月の大会への参加を心からお願いたします。この大会を成功させ、ターニングポイントとなる「レガシイ」を共に築こうではありませんか。

参加登録料

カテゴリー	早期割引 参加登録料	通常参加 登録料
ローエイシア会員	120,000 円	140,000 円
ローエイシア非会員	130,000 円	150,000 円
セッションスピーカー	100,000 円	120,000 円
若手弁護士 ^{※1} (登録 10 年目以下)	100,000 円	120,000 円
司法修習生・学生	70,000 円	90,000 円
大学教員等 ^{※2}	80,000 円	100,000 円
同伴者	60,000 円	60,000 円

※1 日弁連からの費用援助プログラムがありますので、日弁連国際課(03-3580-9741)までお問い合わせください。

※2 大学教員等カテゴリーには、大学教員、裁判官、裁判所書記官、調査官、調停委員、検察官、公証人、および企業法務担当者の方が該当します(ただし、いずれも弁護士登録されている方を除きます)。

参加登録料には、会議(9月19日(火)~9月21日(木)の3日間)、会議期間中のランチ、ウェルカムレセプション(9月18日(月・祝))、ガラディナー(9月20日(水))への参加費用が含まれております。

支払い方法

クレジットカードでお支払いください。

取扱いカード：VISA・MasterCard・Diners
Club・American Express・JCB

お問い合わせ

ローエイシア東京大会 2017 運営事務局
(株式会社コングレ内)

E-mail: reg-lawasia2017@congre.co.jp

電話：03-5216-5303

営業時間: 10:00~17:00(土・日・祝日を除く平日)

30th LAWASIA Conference
Future
Tokyo 2017
Big Leap through the Rule of Law –
LAWASIA Legacy and Future Role
Dates: 18-21 September, 2017
Venue: Hotel New Otani Tokyo
LAWASIA
www.lawasia.asn.au

LAWASIA 東京大会 2017

参加登録のご案内

早期登録：2017年5月31日(水)まで
通常登録：2017年6月1日(木)より

登録は web サイトから

CLICK!

ローエイシア | 検索

<http://www.lawasia-tokyo2017.jp/entry.html>

早期登録は割引があります



QR コードを読み込むと
Web サイトにジャンプします

LAWASIA 東京大会 2017

Big Leap through the Rule of Law - LAWASIA Legacy and Future Role
法の支配による大いなる飛躍～ローエイシアの軌跡とこれからの役割

ローエイシアとは

ローエイシア“The Law Association for Asia and the Pacific”は、アジア・太平洋地域の法曹団体・法律家・学者・実務家等、法律に関連する業務に携わる者が参加している団体です。

メンバー相互の交流を通じて、各国の司法制度、法律制度、法曹養成制度の発展を目指し、地域社会の発展と国際交流に寄与しています。

アジア・太平洋地域における法の支配、司法・弁護士の独立等の課題について積極的に発言しているほか、弁護士会間の相互連携支援等に取り組み、また、近年は、ビジネス法に関する活動にも力を入れています。

会員

約30の国・地域の弁護士会が団体会員となっているほか、約50の国・地域から弁護士会、法律協会（一口ソサエティ）及び個人会員が活動に参加しています。団体会員として加盟する弁護士会等の会員数を合わせると100万人を超えます。

日本からは、日本法律家協会（1971年加盟）、日本弁護士連合会（2002年加盟）、東京弁護士会、第二東京弁護士会が、団体会員として加盟しています。

2017年 東京大会

2017年9月18日～21日、第30回年次大会が東京で開催されます。

プログラムは、司法、ビジネス、人権、家族法、刑事法等の各分野で30以上のセッションが準備されています。

約半数のセッションに日本語の同時通訳が付き、また、大会初日には、ビギナーズセッションが用意されていますので、これから国際会議にデビューしようという人も安心して参加できます。

各国の大学生が参加する模擬仲裁も実施します。

参加申し込みは

webサイトからお申し込みください。

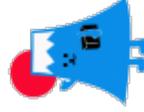
早期登録をされた方には、割引があります。

詳しくは、パンフレット裏表紙をご覧ください。

<http://www.lawasia-tokyo2017.jp/entry.html>

たくさんの方のお申し込みを

お待ちしております。



大会ゆるキャラプロジェクト

プログラム

◆約半数のセッションに日本語の同時通訳が付きまます。

Day One 2017年9月18日(月・祝)

18:00 - 20:00 **ウェルカムレセプション**

Day Two 2017年9月19日(火)

9:15 - 10:45 **開会式**

11:00 - 12:30 **プレナリー-1**

司法
司法権の独立と法の支配

12:30 - 14:00 **ランチ**

14:00 - 15:30 **セッション1**

ビジネス (アジアと欧州)
アジア企業の欧州ビジネス投資における動向と法的課題

ADR/ビジネス
トランプ・ブリンゲン時代の投資協定仲裁

家事法
超高齢社会と法的対応

15:30 - 16:00 **セッション2**

ビジネス (金融)
アジア各国のキヤピタル市場におけるM&Aに際して適用される外資規制とそれによるコーポレート・ガバナンスの協働

ADR/ビジネス
アジアにおける国際商事仲裁の最新動向

若手法曹
法律事務の国際化と若手弁護士の活動領域

16:00 - 17:30 **セッション3**

ビジネス (証券・投資)
国家による汚職対策と企業によるコーポレート・ガバナンスの協働

ADR
アジアにおける国際商事仲裁の最新動向

家事法
養育費の定め方及び未回収の場合の回収手段・会社の責任

10:30 - 11:00 **セッション4**

ビジネス (人権/家族法)
人権/家族法
移民をめぐる諸問題～「家族」にも焦点を当てて

ADR
アジアにおける国際商事仲裁の最新動向

若手法曹
司法/若手法曹
電子化と裁判

12:30 - 14:00 **ランチ**

14:00 - 15:30 **セッション5**

ビジネス (知的財産権)
諸外国の司法取引と日本
の新しい制度～ホワイトカラー犯罪を中心とした問題

ADR
アジア・太平洋地域における企業内弁護士の現在と未来

調整中
調整中

15:30 - 16:00 **セッション6**

ビジネス (エネルギー資源)
アジア太平洋地域におけるエネルギーの現在と未来

ADR
アジア・太平洋地域における企業内弁護士の現在と未来

調整中
調整中

16:00 - 17:30 **セッション7**

ビジネス (人権)
アジア各国の人権～国境を越える企業活動において生じる人権侵害の救済と法務上の運用

ADR
アジア・太平洋地域における企業内弁護士の現在と未来

調整中
調整中

10:30 - 11:00 **セッション8**

ビジネス (租税)
国際的租税回避への対応～現状と今後～

ADR
アジア・太平洋地域における企業内弁護士の現在と未来

調整中
調整中

12:30 - 14:00 **ランチ**

14:00 - 15:30 **プレナリー-2**

ビジネス (租税)
国際的租税回避への対応～現状と今後～

ADR
アジア・太平洋地域における企業内弁護士の現在と未来

調整中
調整中

15:45 - 17:15 **閉会式**

17:15 - **エアウェルビーター**

入権
ビジネスと人権のための協働に向けて～国連専門委員との対話～

MOOT (模擬仲裁)
MOOT (模擬仲裁)

決勝戦
決勝戦

決勝戦